

千葉県風しん抗体検査委託事業実施要綱

1 目的

この事業は、先天性風しん症候群の発生を未然に防止するため、風しんの抗体検査を実施し、必要な者を予防接種の実施へつなげることにより、先天性風しん症候群の発生予防を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は千葉県とする。

3 事業内容

風しん抗体検査（E I A法 I g GまたはH I 法）

4 実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

5 対象者

県内市町村に居住地（千葉市、船橋市及び柏市を除く。）を有し、次のいずれかの要件に該当する者とする。

ただし、過去に風しん抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体（EIA法（IgG）8.0以上、HI法32倍以上）があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者、若しくは検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある者は除く。

（1）妊娠を希望する女性

（2）（1）の同居者、又は風しんの抗体価の低い（HI法で32倍未満、E I A（I g G）法で8.0未満）妊婦の同居者

また、予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しん第5期の定期接種対象者は、法令の取扱いを原則とする。

6 実施方法

この事業の実施方法は、「千葉県風しん抗体検査委託事業取扱要領」（以下、「取扱要領」という。）において定める。

7 実施機関

千葉県が委託する県内にある保険医療機関

8 受検者の費用負担

この事業における受検者の費用負担については、無料とする。

9 その他

（1）この要綱の施行について必要なことは、取扱要領で定める。

（2）この要綱に定めのない事項については、千葉県と千葉県医師会及び検査実施医療機関等の関係機関で協議のうえ定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。